

長岡市スポーツ推進計画策定検討委員会開催要領

(目的)

第1 本市は、長岡市スポーツ推進計画（以下「推進計画」という。）の策定にあたり、推進計画の施策の方針等を検討するため、長岡市スポーツ推進計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を開催する。

(任務)

第2 委員会は、次に掲げる事項について意見聴取する。

- (1) 推進計画の施策の方針、記述に関する事項
- (2) 前号に掲げる事項のほか、推進計画の策定に関し必要な事項

(委員の構成)

第3 委員会は、10名以内の委員で構成する。

(任期)

第4 委員の任期は、令和9年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5 委員会に委員長及び副委員長を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員長は、委員を代表する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第6 委員会の会議は、委員長が議長となる。

(庶務)

第7 委員会の庶務は、市民協働推進部スポーツ振興課で処理する。

(その他)

第8 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和8年2月25日から施行する。

(有効期限)

- 2 この要領は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。